

代理申請の手順

- ① 代理申請依頼書（大阪府・国・その他） 様式-代1
〔添付書類〕 位置図・平断面図・道路仮本復旧断面図・交通対策図・写真
その他管理者が指示するもの
3部
道路法34条協議書
原本1部+写し2部

上記書類作成後給水申込書と一緒に給水担当者に提出する。

- ② 警察経由の「管理者意見等回答書」が本センターまたは申請先管理者より連絡がくるので、
→「管理者意見等回答書」を受取り警察へ
道路使用許可申請書2部（警察用）提出する。
警察許可を受領後、申請先管理者へ受理した書類を提出し、許可書を受理する
- ③ 本センターへ占用許可書と警察道路使用許可書を提出し写しをもらう。
- ④ 本復旧面積立会 申請先管理者と日程調整をする。
立会日、本復旧の指示を受け指示書がある場合は、申請先管理者より
もらう。
- ⑤ 本復旧完了後、各工程写真・本復旧指示書・占用許可申請書（写し）を添付のうえ
申請先管理者の指示部数を本センターに提出する。
- ⑥ 本センターで竣工届書を受取り申請先管理者に提出する。

【注意事項】

給水申込書に関する占用及び掘削工事については、原則、申請先管理者と事前協議のうえ
代理申請を本センターに依頼する。

府道について、許認可完了まで通常約1カ月～

大阪府岸和田土木事務所 TEL 072-439-3601

国道について、許認可完了まで通常約2カ月～ 事前協議は必要

大阪国道工事事務所南大阪維持出張所 TEL 0725-23-1051

その他管理者申請は、許認可完了まで通常2カ月～ 事前協議は必要

【問い合わせ先】

岸和田水道センター 工務課 修繕管理担当

TEL 072-423-9604

※岸和田水道センターを本センターという